

令和5年第3回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和5年3月9日（木）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出 席 委 員

1番 正 木 善 昭

2番 大 井 栄 一

3番 中 野 栄

4番 三 須 清 一

5番 宮久保 勝

6番 森 茂

7番 川 村 泉 治

8番 根 本 博

9番 大 炊 三 枝 子

10番 田 口 忠

4. 出席農地利用最適化推進委員

相 馬 英 里

香 取 典 男

渡 邊 一 郎

加 賀 文 志

戸 邊 眞 一

齊 藤 剛 廣

長 島 操

5. 出席事務局職員

局 長 柏 木 幸 昌

農 地 係 長 遠 藤 幸 廣

主 任 主 事 片 桐 圭 悟

主 査 富 塚 隆 則

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（案）について

議案第 3 号 我孫子市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する
指針の修正（案）について

報告事項

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 3 号 農地法の規定による許可を要しない土地の判定について

報告第 4 号 生産緑地のあっせんについて

三須清一会長 ただいまから令和5年第3回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災から、あさってで12年を迎えます。

東日本大震災により犠牲となられた方々とその御遺族に対し、心より哀悼の意を表します。

これより犠牲者の方々の御冥福をお祈りし、黙祷させていただきます。

委員の皆様、御起立をお願いします。

黙祷。

黙祷を終わります。御着席ください。

それでは始めます。

本日は、委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

6番 森茂委員

7番 川村泉治委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の片桐主任主事を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、御審議いただく案件は、議案第1号から議案第3号の計3議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」10件。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」新規3件、中間管理機構12件です。

議案第3号「我孫子市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の修正（案）について」1件。

以上で議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

なお、整理番号1番については、〇〇〇〇委員が関係者となっております。〇〇〇〇委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限があります。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

下記のとおり、申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和5年3月9日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

議案第1号整理番号1番の申請地は、〇〇字〇〇の地目田2筆、面積は1,795平方メートルの賃借権を設定するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇の南東側約800メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の3ページを御覧ください。

譲受人は〇〇〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。近隣に所有地があり、農業経営規模を拡大するため、賃借権の設定をするものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第1号整理番号1番について、調査結果を報告いたします。

第1調査会で譲受人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、借受地を含め約8.24ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間250日です。トラクター、田植機、農用自動車等をそろえています。

経営農地については、全て効率的に耕作していて、常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 先ほど申しましたとおり、〇〇〇〇委員が関係者となっております。

〇〇〇〇委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき、議事参与の制限がありますので退出していただきます。

(〇〇〇〇委員退室)

これより、議案第1号整理番号1番「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1番については原案どおり許可することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員を入室させてください。

(〇〇〇〇委員入室)

三須清一会長 次に、議案第1号整理番号2番から整理番号10番について審議したいと思います。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページ、議案資料は7ページをお開きください。

整理番号2番から整理番号10番の譲受人は我孫子市で同一のため、整理番号3番から整理番号10番は説明を一部省かせていただきます。

整理番号2番の申請地は、〇〇〇〇〇字〇〇〇の地目畑1筆、面積は669平方メートルの賃借権を設定するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇の南側約40メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の27ページを御覧ください。

譲受人は我孫子市で、譲渡人は〇〇〇の方です。

市の構想に基づき農地の保全、活用をするため、賃借権の設定をするものです。

整理番号3番の申請地は、〇〇〇〇〇字〇〇〇の地目畑2筆、面積は1,296平方メートルの賃借権を設定するものです。

譲受人は我孫子市で、譲渡人は〇〇〇の方です。

整理番号4番の申請地は、〇〇〇〇〇字〇〇〇の地目畑1筆、面積は454平方メートルの賃借権を設定するものです。

譲受人は我孫子市で、譲渡人は〇〇〇の方です。

整理番号5番の申請地は、〇〇〇〇〇字〇〇〇の地目畑6筆、〇〇〇〇〇字〇〇の地目畑2筆、合計面積は5,858平方メートルの賃借権を設定するものです。

譲受人は我孫子市で、譲渡人は〇〇〇〇〇の方です。

整理番号6番の申請地は、〇〇〇〇〇字〇〇の地目畑3筆、合計面積は1,959平方メートルの賃借権を設定するものです。

譲受人は我孫子市で、譲渡人は〇〇〇〇〇の方です。

整理番号7番の申請地は、〇〇〇〇〇字〇〇の地目畑6筆、合計面積は1,213平方メートルの賃借権を設定するものです。

譲受人は我孫子市で、譲渡人は〇〇〇〇〇の方です。

整理番号8番の申請地は、〇〇〇〇〇字〇〇〇の地目畑1筆、面積は393平方メートルの賃借権を設定するものです。

譲受人は我孫子市で、譲渡人は〇〇〇の方です。

整理番号9番の申請地は、〇〇〇〇〇字〇〇〇の地目畑1筆、〇〇〇〇〇字〇〇の地目畑2筆、合計面積は2,121平方メートルの賃借権を設定するものです。

譲受人は我孫子市で、譲渡人は〇〇〇〇〇の方です。

整理番号10番の申請地は、〇〇〇〇〇字〇〇の地目畑3筆、合計面積は1,684平方メートルの賃借権を設定するものです。

譲受人は我孫子市で、譲渡人は〇〇〇の方です。

議案資料の29ページを御覧ください。千葉県のお返事になります。

農地法第3条第1項の許可は、同条第2項各号に該当する場合には、することができないとされています。しかし、同条第2項ただし書において、同項第1号（全部効率利用要件）、第2号（農地所有適格法人要件）及び第4号（常時従事要件）については、農地法施行令第2条第1で定められる相当な理由がある場合には、この限りでないとなります。

相当な理由については、千葉県に照会したところ、農地法施行令第2条1項1号ロでは「地方公共団体が公用又は公共用に供すると認められる場合」とあり、我孫子市の構想は市内外の人々を対象とした交流促進の場として観光農園や、市民の農業体験の場として、田植え・収穫体験等を具体的な土地活用策としていることから、公共用に供する場合に当たると思われるとの見解をいただいています。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第1号整理番号2番から整理番号10番について、調査結果を報告いたします。

第1調査会では、〇〇〇〇〇字〇〇〇の地目畑12筆、〇〇〇〇〇字〇〇の地目畑16筆、合計面積は1万5,647平方メートルの賃借権の設定について審議いたしました。

〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇になります。

譲受人は我孫子市です。

市の構想に基づき農地の保全、活用をすることは、公共の用に供すると認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当

との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第1号整理番号2番から整理番号10番について質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号2番から整理番号10番については原案どおり許可することに決定いたしました。

三須清一会長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画（案）について」審議します。

なお、整理番号7番については、〇〇〇〇〇委員が関係者となっております。〇〇〇〇〇委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限があります。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の8ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」

下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和5年3月9日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は31ページからとなります。

農用地利用集積計画（案）の申請件数は、新規3件、中間管理機構が12件です。

整理番号1番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、合計面積は4,355平方メートルです。

権利の設定を受ける者は株式会社飯塚農場で、権利を設定する者は〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号2番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田2筆、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田2筆、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、合計面積は1万1,153平方メートルです。

権利の設定を受ける者は株式会社飯塚農場で、権利を設定する者は〇〇〇の方です。
借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。

整理番号 3 番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目畑 2 筆、合計面積は190平方メートルです。

権利の設定を受ける者はN P O 法人手賀沼トラストで、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は 2 年間、借賃は10アール当たり〇万円です。

整理番号 4 番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は3,000平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会で、転貸を受ける者は有限会社今井興業ライスセンターで、権利を設定する者は〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。

整理番号 5 番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 2 筆、合計面積は2,829平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会で、転貸を受ける者は有限会社今井興業ライスセンターで、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。

整理番号 6 番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田 2 筆、〇〇地先の地目田 2 筆、合計面積は5,204平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会で、転貸を受ける者は有限会社今井興業ライスセンター、権利を設定する者は〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。

整理番号 7 番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑 1 筆、面積は1,093平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会で、転貸を受ける者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号 8 番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目畑 1 筆、面積は1,209平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会で、転貸を受ける者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号 9 番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田 1 筆、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田 1 筆、〇〇〇〇字〇〇地先の地目田 1 筆、〇〇〇〇〇〇〇地先の地目田 3 筆、合

計面積は8,166平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号10番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田2筆、面積は3,706平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者も〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号11番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、面積は1,498平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者はアグリテラス株主会社で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号12番、使用貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、合計面積は2,023平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者はアグリテラス株主会社で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は無償です。

整理番号13番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇地先の地目田2筆、〇〇〇字〇〇地先の地目田1筆、合計面積は8,159平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号14番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、〇〇〇〇字〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇〇〇地先の地目田3筆、合計面積は2万1,220平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者も〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号15番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は3,022平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。
事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から議案第2号の調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 整理番号1番、整理番号2番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約41.67ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間330日、妻も330日、母が30日です。トラクター、田植機、コンバイン等をそろえています。

整理番号3番の権利を受ける者の経営面積は、借受地のみ2.85ヘクタールで、農業従事はスタッフ17名、延べ従事人数224人で年間56日です。トラクター、管理機、農用自動車等をそろえています。

整理番号4番、整理番号5番、整理番号6番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約33.19ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間269日、父が262日、弟が264日です。トラクター、田植機、コンバイン等をそろえています。

整理番号7番、整理番号8番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地のみ約0.52ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日です。トラクター、管理機、農用自動車をそろえています。

整理番号9番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含む約8.38ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間250日、妻が10日、父が300日、母が30日です。トラクター、田植機、コンバイン等をそろえています。

整理番号10番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含む約10.14ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間250日、妻が150日、子が20日、父も20日、母も20日です。トラクター、田植機、コンバイン等をそろえています。

整理番号11番、整理番号12番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地のみ6.24ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間250日です。トラクター、田植機、コンバイン等をそろえています。

整理番号13番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含む約3.99ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間10日、妻も10日、子が60日、子の妻が300日です。トラクター、田植機、コンバイン等をそろえています。

整理番号14番、整理番号15番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含む約7.01ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間200日、妻が150日、子が70日、30日、50日で、子の夫が200日です。トラクター、田植機、コンバイン等をそろえています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では、権利の設定を受ける者の経営

農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」質疑に入ります。

整理番号1番から6番及び整理番号8番から15番について、御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、整理番号1番から6番及び整理番号8番から15番については原案どおり決定することとしました。

次に、整理番号7番について質疑に入ります。

なお、〇〇〇〇〇委員が関係者となっています。先ほど申しましたとおり、〇〇〇〇〇委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限がありますので退出していただきます。

(〇〇〇〇〇委員退室)

整理番号7番について、御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、整理番号7番については原案どおり決定することとしました。

〇〇〇〇〇委員を入室させてください。

(〇〇〇〇〇委員入室)

三須清一会長 次に、議案第3号「我孫子市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の修正（案）について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第3号「我孫子市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の修正（案）について」、この会の意見を求めます。

提出日、令和5年3月9日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案第3号「我孫子市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の修正（案）について」御説明します。

詳細は片桐主任主事から説明いたします。

事務局 令和4年6月に、目標年月を令和7年3月末として決定された「我孫子市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」につきまして、根拠法令である「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い、当該指針を修正するものです。通常、委員の改選に合わせて3年ごとに見直すものではありませんが、改正農業委員会法の施行日である令和5年4月1日までに修正する必要があるため、内容としては必要最低限の修正となっております。

まず、主な改正内容の概要を説明させていただきます。

1つ目に、指針を定めることについて、努力義務から義務となったこと。2つ目に、改正農業経営基盤強化促進法に規定されている地域計画を踏まえた内容とすること。3つ目に、指針の内容について評価方法の項目を設けることが挙げられます。当市においては従前から指針を定めておりますので、2つ目と3つ目の内容を踏まえた修正案となっております。

変更点については、別紙1を御覧ください。

まず、第1の内容について、加筆修正を行いました。内容としては、先ほど述べた改正内容を踏まえ、地域計画に関する記述への変更、評価方法についての記述の追加、様式の変更に伴う様式名称の変更を行いました。

次に、第2の大項目、まず、1ページ目の遊休農地の解消について、2ページ目の担い手への農地利用集積について、大項目3の新規参入の促進についてのそれぞれの項目に、評価方法についての記述の追加として（3）を追加しております。

次に、第2の2の（2）の4）について、農業経営基盤強化促進法の改正により利用権設定が廃止されることから、地域計画の作成、見直しによる農地の利用集積を進めていく旨の内容に変更しました。

第2の3の（2）の4）も同様に変更しています。

なお、農業委員会等に関する法律第7条第2項の規定に基づき「指針を定め又はこれを変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならない」と定

められていることから、当案については書面により意見を聞き、案の作成を行っております。

事務局からは以上です。

三須清一会長 これより議案第3号に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号は原案どおり決定することとしました。

三須清一会長 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは、報告いたします。

報告は第1号から4号までの4件です。

報告第1号は、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、3件受理しました。届出事由は、住宅が3件です。

報告第2号は、「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、1件受理しました。通知の事由は、耕作者の変更です。

報告第3号は、「農地法の規定による許可を要しない土地の判定について」で、1件受理しました。事由は、継続して利用することが見込まれない農地です。

報告第4号は、「生産緑地のあっせんについて」で、1件受理しました。

生産緑地の指定後30年が経過し、特定生産緑地を希望しなかった農地の買取りの申出になります。

申出地は、〇〇字〇〇〇〇、〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇の計3筆、合計面積は1,402.44平方メートルで、所有者は〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんの生産緑地について市へ買取りの申出があり、我孫子市長より市内農業従事者へ取得のあっせんについて依頼がありました。

申出地の概要は、別紙資料の2のとおりで、買取りの希望価格は全面積で〇円です。案内図は別紙資料2の裏面になります。

買取り価格については、買取り希望者が出てきた場合に改めて不動産鑑定をし、買取り価格を設定することになります。お知り合いの農業者の方にあっせんしていただき、買取りを希望する農業者がいましたら、3月31日の金曜日までに事務局まで御連絡ください。よろしくお願いたします。

事務局からは以上です。

三須清一会長 報告第1号から4号について、何か御意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和5年第3回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。